

「元気にとしよる十ヶ条」取扱要領

平成23年12月26日
秋田県

「元気にとしよる十ヶ条」作成の目的

「元気にとしよる十ヶ条」(以下、「十ヶ条」という。)は、秋田県が、健康長寿社会の実現に向け、県民の皆様一人ひとりが健康長寿に向けた意識を持ち、行動するための参考としていただく指針として作成しました。

作成の過程

作成にあたっては、公益財団法人秋田県長寿社会振興財団(以下、「LL財団」という。)に委託し、アンケート調査の実施と集計、十ヶ条策定委員会による原案作成の後、秋田県知事が決定しました。

アンケート調査回答数：1,111(人)

十ヶ条策定委員会委員：あべ 十全(タレント・エッセイスト)
市川 晋一(仙北市西明寺診療所所長)
鈴木 亨(株式会社秋田魁新報社報道センター長)
豊澤 公栄(LL財団事務局長)
柳澤 由夫(秋田県健康福祉部長寿社会課主幹)
(敬称略、五十音順)

広報の計画

県広報紙「県政だより 秋田で元気に！」(平成24年1月号)に掲載します。また、パンフレットを作成し、各市町村を通じ関係団体等への周知を図るほか、包括協定により、県内のローソン各店舗に設置します(平成24年2月中)。LL財団においては、十ヶ条についての実践状況のアンケート調査を実施後、回答を集計し、その結果を県で公表する予定です(平成24年3月)。

十ヶ条の使用について

著作権は、秋田県にあります。使用される場合は、(作成：秋田県)など県が作成したと分かるように必ず表記してください。また、商標登録等については関知しませんので、使用される方が責任を持って使用してください。

十ヶ条問い合わせ先

〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号

秋田県健康福祉部長寿社会課 TEL：018-860-1361